

公益財団法人日本アイスホッケー連盟  
役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

( 目的及び意義 )

第1条 この規程は公益財団法人日本アイスホッケー連盟（以下「本連盟」という。）の定款第14条及び第30条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とし、一般社団法人及び一般財団法人に関ろする法律（平成18年法律第48号）並びに公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）の規定に照らし、妥当性と透明性の確保を図ることとする。

( 定義等 )

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤役員とは、理事のうち、原則として本連盟を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をするものをいう。
- (3) 非常勤役員とは、前号以外の役員をいう。
- (4) 評議員とは、定款第10条及び第11条に基づき置かれる者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の費用をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

( 報酬等の支給 )

- 第3条 本連盟は、常勤役員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員の退職に当たっては、その在任年数に応じ職員の基本退職金支給基準を上回らない範囲の退職慰労金を、会長が理事会の承認を得て、支給することができる。
  - 3 非常勤役員は無報酬とする。
  - 4 評議員は定款第14条のとおり無報酬とする。

( 報酬等の額の決定 )

第4条 本連盟の常勤役員の報酬額は別表「常勤役員の報酬表」によるものとし、各々の理事の報酬額は、報酬表のうちから、会長が理事会の承認を得て決めるものとする。

( 報酬の支給日 )

第5条 報酬は、月額をもって支給するものとし、支給日は事務局職員と同様とする。

2 報酬等は法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人からの申し出のあった立替金・積立金を控除して支給する。

( 通勤費 )

第6条 役員には、その通勤の実態に応じ、通勤費を支給することができる。

( 費用 )

第7条 本連盟は、役員がその職務の執行に当たって負担する費用を支払うものとする。

( 公表 )

第8条 本連盟は、認定法第20条第2項の規定に基づき、この規程をもって、同法第5条第13号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

( 改廃 )

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

( 補足 )

第10条 この規程の実施に際し必要な事項は、会長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年9月1日から施行する。

[ 別 表 ]

常勤役員の報酬表

	月 額
第 1 号	1 0 0 , 0 0 0 円
第 2 号	2 0 0 , 0 0 0 円
第 3 号	3 0 0 , 0 0 0 円
第 4 号	4 0 0 , 0 0 0 円
第 5 号	5 0 0 , 0 0 0 円
第 6 号	6 0 0 , 0 0 0 円
第 7 号	7 0 0 , 0 0 0 円
第 8 号	8 0 0 , 0 0 0 円
第 9 号	9 0 0 , 0 0 0 円
第 1 0 号	1 , 0 0 0 , 0 0 0 円